

令和6（2024）年度 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 次第

（日時：令和6（2024）年12月12日（木）午前10時～正午
場所：京都市聴覚言語障害センター2階 研修室）

1 開会

2 委員紹介

3 議題

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する
施策の推進方針の改定について

4 閉会

《議題資料》

- ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する
施策の推進方針の改定について

《参考資料》

- (1) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する
施策の推進方針における取組の実績等について
- (2) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- (3) 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱
- (4) 第2期京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に
関する施策の推進方針
- (5) 委員名簿

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例 に基づく手話に関する施策の推進方針の改定について

1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について

本市においては、平成28年3月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下「手話言語条例」という。）が、市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定され、同年4月1日から施行されている。

手話言語条例は、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会の実現を目的とし、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念や、本市、市民及び事業者の役割、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項などを定めている。

2 手話言語条例における手話に関する施策の推進方針について

手話言語条例第7条第1項において、市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定めることとされており、同条第2項において次に掲げる事項を定めることとされている。

- （1）手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- （2）手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- （3）手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- （4）手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- （5）その他市長が必要と認める事項

3 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会について

手話言語条例第8条において、市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞くための協議の場を設けることが定められており、本市においては、このための「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置している。

4 推進方針について

(1) 概要

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、手話言語条例第7条第2項に定める事項について、取組の方向性及び新規実施、充実、従前から継続する施策とその具体的内容を定めている。

(2) 懇話会の意見聴取

推進方針は、手話言語条例第8条に基づき、懇話会での議論を基に策定している。

(3) 第2期推進方針の取組期間

5年間

5 第2期推進方針に基づく取組状況

(1) 取組概要

項目の区分	項目数	取組状況
ア 「実施する」としたもの	30	いずれも実施済
イ 「検討する」としたもの	5	実施済…3項目 継続検討…2項目
計	35	—

(2) 取組状況について

ア 「実施する」としたもの

いずれも実施済

イ 「検討する」としたもの

5項目のうち3項目については実施済みで次のとおり。

- A 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。(第2号関係。遠隔手話通訳サービスの活用やタブレット端末を利用した他の区役所等の手話通訳者による支援)
- B タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。(第2号関係。同上)
- C 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。(第4号関係。派遣報酬の改定、キャンセル規定の整備)

継続検討とした２項目は次のとおり。

- A 避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を始める（第２号関係）。

→行財政局防災危機管理室と協議を行い、課題認識を共有した段階で、仕組みの整備に向けた協議を継続していく必要がある。

- B 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する（第３号関係）。

→手話を継続的に学んだり、ボランティア活動したい人に対し、地域で活動している手話サークル等を紹介する方法を検討する。

6 第３期推進方針の策定について（案）

（１）第３期推進方針の策定

手話言語条例第８条において、推進方針については、懇話会の意見を聴くこととしており、懇話会での議論を基に策定した第２期推進方針において、令和７年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、懇話会において改めて議論することとしている。これを受け、懇話会で議論のうえ、令和７年度から取組期間とする新たな推進方針を定める。

（２）策定に当たっての考え方

施策の推進方針は、手話言語条例第７条第２項に掲げる事項について定めるものとしている。これらの項目をより具体的な取組として規定する方法については、今後の懇話会における検証のしやすさの確保等の観点から、現推進方針の規定の形式を踏襲することが適当であると考えており、次期推進方針においても、取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容を定めることとする。

具体的な内容を定めるに当たっては、現推進方針に掲げた具体的項目の取組状況や、これまでの懇話会における御意見を踏まえ、次のような考え方で具体的な取組内容を策定することとする。

ア 第2期推進方針に基づく取組の継続

(ア)「実施する」ことを定めた30項目の取扱い

全ての項目について、第2期推進方針取組期間中に実現を図った。これらは現推進方針の取組期間の前から実施しているものを含め、毎年度取組を続けていくことが必要なものであり、令和7年度以降も取組を継続することを基本とする。

(イ)「検討する」ことを定めた5項目の取扱い

5項目中、3項目について、第2期推進方針取組期間中に実現を図った。また、継続検討とした2項目については引き続き取組項目として位置付け検討を行う。

イ 新規実施・充実に取り組む施策

新規実施及び充実に取り組む施策については、これまでの懇話会での意見を踏まえ、新規に2項目を設定する。また、内容を充実するものとして1項目を設定する。

(ア) 新規実施

次の取組を新たに追加する。

A 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること（条例第7条2項1号）

- (a) 幅広い団体等が連携した手話の認知度向上プロジェクトチームを結成し、プロジェクトチーム発案による啓発プロジェクトを実行する。
- (b) (a)のプロジェクトと連動した有志チームによる情報発信を行う。

(イ) 充実

次の取組の内容を充実する。

B 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること（条例第7条2項3号）

- (a) 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。

(3) 第3期期推進方針の取組期間

第2期推進方針と同様5年間（令和7年4月～12年3月）とする。

7 今後のスケジュール

令和7年3月 第2回懇話会開催

本日いただいた御意見等を踏まえて、第3期推進方針（案）を提示、策定する。

※懇話会前に、市議会（環境福祉委員会）において報告を行う予定

京都市手話言語がっつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について

手話言語条例第7条第2項号数				
○ 新規実施・充実等に取り組む施策				
・ 具体的内容 【現推進方針での取扱い】				
第1期推進方針での取組状況 (平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度)	令和2(2020)・3(2021)年度(実績)	令和4(2022)年度(実績)	令和5(2023)年度(実績)	令和6(2024)年度(予定)
(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること				
① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供				
・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【継続】				
・ほほえみ広場、区民ふれあい祭り等にブース出展	・取組なし（新型コロナウイルス感染症の影響によるもの）	・西京ひろろばにブース出展	・上京区民まつり、西京ひろろばin洛西、西京ひろろばin西山別院、醍醐ふれあいプラザにブース出展。	・各区の動向を踏まえ、ブース出展を検討
② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進				
・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【継続】				
・しゅわいゆわ京都の映像をアップロード	・手話動画での情報発信を実施（新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等）	・手話動画での情報発信を実施（新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等）	・手話動画での情報発信を実施（新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等）	・きょうと動画情報館等での動画掲載を継続
・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【継続】				
・リーフレットの発行・配布	・リーフレットの継続配布	・リーフレットの継続配布	・リーフレットの継続配布	・リーフレットの継続配布
③ 市民等が手話を学習する機会の提供				
・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいざつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】				
・職員向けの自主研修「手話講座」の実施（全国手話検定4級取得相当のキャリアプログラムとし、検定費用を公費負担（受講申込者数23名／定員30名）） ・新規採用職員・新任主任級職員研修等での手話科目設定の継続	・職員向けの自主研修「手話講座」の充実（全国手話検定4級取得相当のキャリアプログラムとし、検定費用を公費負担（受講申込者数23名／定員30名）） ・新規採用職員・新任主任級職員研修等での手話科目設定の継続	・職員向けの自主研修「手話講座」の実施（全国手話検定4級取得相当のキャリアプログラムとし、検定費用を公費負担（受講申込者数26名／定員30名）） ・新規採用職員・新任主任級職員研修等での手話科目設定の継続	・職員向けの自主研修「手話講座」の実施（全国手話検定4級取得相当のキャリアプログラムとし、検定費用を公費負担（受講申込者数26名／定員30名）） ・新規採用職員・新任主任級職員研修等での手話科目設定の継続	・継続して開催
・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】				
・手話入門体験講座の実施	・継続して開催	・継続して開催	・継続して開催	・継続して開催
・ 初めに本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【継続】				
・手話講座（入門・基礎）の実施	・継続して開催	・継続して開催	・継続して開催	・継続して開催
④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進				
・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。【継続】				
・御室小学校等との交流学習、クラブ交流等を実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施
・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】				
・「手話」をテーマにほほえみ交流活動支援事業を実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施
・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【継続】				
・リーフレットの発行・配布	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施
・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【継続】				
・ビデオ教材を作成し、総合教材ポータルサイトに掲載	・継続して活用	・継続して活用	・継続して活用	・継続して活用

京都市手話言語がっつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について

手話言語条例第7条第2項号数					
○ 新規実施・充実等に取り組む施策					
■ 具体的内容 【現推進方針での取扱い】					
第1期推進方針での取組状況 (平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度)	令和2(2020)・3(2021)年度(実績)	令和4(2022)年度(実績)	令和5(2023)年度(実績)	令和6(2024)年度(予定)	
■ 市立学校教職員を対象とした研修に関する内容を取り入れる。 【継続】					
・簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施	・継続して実施	・教職員を対象とした業種別研修を実施（3回連続講座） 受講者数：教育関係3名／定員10名	・簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施	・継続して実施	
■ 総合教材ポータルサイトにおいて、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。 【継続】					
・手話学習のヒントとなる「モデル授業」のビデオ教材等を作成	・継続して掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	
■ カリキュラム開発支援センターに手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。 【継続】					
・手話テキスト、手話ソング、手話で歌う教科書の歌他、関連書籍を配架・貸出	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	
(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。					
① 手話による情報取得等に関する支援の促進					
■ 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。 【充実】					
・派遣を実施	・派遣を継続 ・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会がメールでの手話通訳者派遣の申込を実施（令和2年度から開始） ・遠隔手話通訳サービスを実施（京都府事業）（令和2年度から開始）	・派遣を継続 ・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会がメールでの手話通訳者派遣の申込を継続して実施 ・遠隔手話通訳サービスを継続（京都府事業）	・派遣を継続 ・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会がメールでの手話通訳者派遣の申込を継続して実施 ・遠隔手話通訳サービスを継続（京都府事業）	・継続して実施	
■ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネート、手話の入った視覚資料の貸出を行う。 【継続】					
・貸出を実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	
■ 救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。 【新規】					
	・緊急時の手話通訳者派遣事業を実施（令和2年度から開始）	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	
② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大					
■ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口に、手話通訳嘱託員を配置する。 【継続】					
・手話通訳嘱託員を配置	・手話通訳者を継続配置（法改正に伴い、令和2年度以降は嘱託員から会計年度任用職員に移行）	・継続して配置	・継続して配置	・継続して配置	
■ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。 【継続】					

京都市手話言語がなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について

手話言語条例第7条第2項号数				
○ 新規実施・充実等に取り組み施策				
■ 具体的内容 【現推進方針での取扱い】				
第1期推進方針での取組状況 (平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度)	令和2(2020)・3(2021)年度(実績)	令和4(2022)年度(実績)	令和5(2023)年度(実績)	令和6(2024)年度(予定)
・関係団体との意見交換	・(福)京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを継続して実施(京都府事業) ・遠隔手話通訳サービスの区役所等での利用について、京都府等と調整 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施(令和3年度から開始)	・(福)京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを継続して実施(京都府事業) ・遠隔手話通訳サービスの区役所等での利用について、京都府等と調整 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施	・(福)京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを継続して実施(京都府事業) ・遠隔手話通訳サービスの区役所等での利用について、京都府等と調整 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施	・継続して実施
■ 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。【継続】				
・新型コロナウイルス感染症等関連情報の手話での発信	・手話動画での情報発信を実施(新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等)	・手話動画での情報発信を実施(新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等)	・手話動画での情報発信を実施(新型コロナウイルス感染症関連、市長メッセージ、市長記者会見等)	・きょうと動画情報館等での動画掲載を継続
■ 主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【継続】				
・市役所内で配置を促進	・継続して依頼	・継続して依頼	・継続して依頼	・継続して依頼
■ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【継続】				
・本会議及び了卓・決算特別委員市中長総括質疑にインターネット中継を導入	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施
■ 避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。【新規】				
	・取組なし(新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)	・取組なし(新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)	・行財政局防災危機管理室と課題の共有	・行財政局防災危機管理室と課題の検討
③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大				
■ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンジェルジュ」への手話研修を実施する。【継続】				
・研修を実施	・京都ユニバーサル観光講習会(オンライン)において、手話を取り上げた。 (R3年度視聴回数：60回) ※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により取組なし	・京都ユニバーサル観光講習会(オンライン)において、手話言語条例について紹介	・京都ユニバーサル観光講習会(オンライン)において、手話言語条例について紹介	・継続して実施
■ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【継続】				
・「おもてなし手話イラスト会話帳」を京都ユニバーサル観光ナビホームページに掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	・継続して掲載	・継続して掲載

京都市手話言語がっつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について

手話言語条例第7条第2項号数										
○ 新規実施・充実等に取り組む施策										
■ 具体的内容 【現推進方針での取扱い】										
第1期推進方針での取組状況 (平成29(2017)年度～令和元(2019)年度)		令和2(2020)・3(2021)年度(実績)	令和4(2022)年度(実績)	令和5(2023)年度(実績)	令和6(2024)年度(予定)					
■ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。 【充実】 ■ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。 【充実】										
・聴覚言語障害センターにおいて、講師派遣を実施 ・聴覚言語障害センターが継続して講師派遣を実施 ・民間事業者対象の業種別研修を実施(3回連続講座) 令和2年度受講者数 公共交通7名／定員10名 文化芸術8名／定員10名 令和3年度受講者数 文化芸術6名／定員10名 保育関係10名／定員10名	・聴覚言語障害センターが継続して講師派遣を実施 ・民間事業者対象の業種別研修を実施(3回連続講座) 受講者数 交通3名／定員10名 教育関係3名／定員10名	・聴覚言語障害センターが継続して講師派遣を実施 ・民間事業者対象の業種別研修を実施(3回連続講座) 受講者数 保育関係9名／定員10名 商業分野0名／定員10名	・継続して実施							
■ リーフレットに手話通訳者の配置協力を記載 ・関係機関への依頼等を実施						・継続して実施	・継続して実施	・関係機関への依頼等を実施		
■ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。 【継続】 ・J:COM 京都みやびょんにおいて、新型コロナウイルス感染症への注意喚起を行う手話動画の放送						・継続して実施	・今年度より放送なし	・関係機関への依頼等を実施		
④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討										
■ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【継続】										
・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話サービスを実施 ・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話サービスを実施 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施(令和3年度から開始)	・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを実施 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施	・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを実施 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施	・（福）京都聴覚言語障害者福祉協会が遠隔手話通訳サービスを実施 ・区役所等に配置している手話通訳者が不在の場合、他の区役所等の手話通訳者が区役所等に配備されているタブレット端末を利用し、通訳できるサービスを実施							
(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。										
① 当事者(聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む)やその家族等への啓発及び情報提供										
■ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を市ホームページ、リーフレット等により提供する。 【継続】 ・リーフレットに、手話の意義や聴覚障害児向け放課後等デイサービス等について掲載 ・継続して実施 ・継続して実施										

京都市手話言語が つなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について

手話言語条例第7条第2項号数										
○ 新規実施・充実等に取り組む施策										
・ 具体的内容 【現推進方針での取扱い】										
第1期推進方針での取組状況 (平成29(2017)年度～ 令和元(2019)年度)	令和2(2020)・3(2021)年度(実績)	令和4(2022)年度(実績)	令和5(2023)年度(実績)	令和6(2024)年度(予定)						
■ 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。 【新規】										
	・聴覚言語障害センターが継続して講師派遣を実施 ・民間事業者対象の業種別研修を実施(3回連続講座) 令和3年度受講者数 保育関係10名／定員10名 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により取組なし	・職員向けの自主研修「手話講座」の実施(全国手話検定4級取得相当の能力キレタムとし、検定費用を公費負担(受講申込者数23名／定員30名)のうち、5名が障害福祉もしくは母子保健の従事者 ・令和3年度受講者数 保育関係10名／定員10名 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により取組なし	・職員向けの自主研修「手話講座」の実施(全国手話検定4級取得相当の能力キレタムとし、検定費用を公費負担(受講申込者数26名／定員30名)のうち、5名が障害福祉もしくは母子保健の従事者 ・民間事業者対象の業種別研修を実施(3回連続講座) 受講者数：保育関係9名／定員10名	・継続して実施						
② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進										
■ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。 【継続】	・中途失聴・難聴者向け手話講座の実施	・継続して開催	・継続して開催	・継続して開催						
■ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。 【継続】	・相談対応等を実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施						
■ 学生や市民の手話ボランティア(軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)による支援のコーディネートについて検討する。 【継続】	・関係団体との意見交換	・継続して検討	・継続して検討	・継続して検討						
(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。										
① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実										
■ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。 【充実】	・手話通訳者養成講座を継続	・手話通訳者養成講座を継続	・手話通訳者養成講座を継続	・継続して実施						
② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備										
■ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。 【充実】	・令和2年度当初から派遣報酬を改定のうえ、実施 <table><tr><td>報酬</td><td>交通費</td></tr><tr><td>1回につき3千円</td><td>報酬に含む</td></tr><tr><td>改定後 1時間ごとに2千円</td><td>報酬と別途支給</td></tr></table> ・(福) 京都聴覚言語障害者福祉協会が意志疎通支援者向けの業務災害規定及び感染症補償規定(新型コロナウイルス感染症を含む)を制定のうえ、実施				報酬	交通費	1回につき3千円	報酬に含む	改定後 1時間ごとに2千円	報酬と別途支給
報酬	交通費									
1回につき3千円	報酬に含む									
改定後 1時間ごとに2千円	報酬と別途支給									
・手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一	・継続して実施									

○京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

平成28年3月31日

条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団

体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

(目的)

第1条 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下、「京都市手話言語条例」という。）第8条に規定する推進方針等についての協議の場を「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下、「懇話会」という。）として開催し、その運営に関し必要な事項を定める。

(内容)

第2条 懇話会は、次の事項について意見や助言を聴取し、又は意見交換を行う。

- (1) 京都市手話言語条例に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針に関すること。
- (2) 手話に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他手話や、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者に関すること。

(構成及び委員)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）並びに学識経験者等で構成し、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 構成団体から推薦されて懇話会に参画する者
- (2) 保健福祉局長が指名する学識経験者
- (3) 市民公募委員

2 構成団体は、委員として推薦する者の役職・氏名を事前に座長に報告する。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から京都市保健福祉局長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として年1回から2回程度開催する。

- 2 懇話会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(補則)

第7条 この要綱で別に定めるとされている事項その他懇話会の運営に必要な事項については、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成２８年９月１４日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

(別表)

京都市聴覚障害者協会 特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会 京都市手話通訳問題研究会市内班 京都手話学習会「みみずく」 立命館大学手話サークル「歩む会」 京都市要約筆記サークル「かたつむり」 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 京都府立聾学校 聴言センター家族会 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ 京都市小学校長会 京都市ＰＴＡ連絡協議会

京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針
(第2期)

令和2年3月
京都市

Ⅰ	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
Ⅱ	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

〔用語説明〕

当事者：ろう者をはじめ，中途失聴者，難聴者等聴覚に障害のある方で，手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で，手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより，人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくい，聴力が残っている方。

＊ 個人によって聴こえの程度は様々。また，「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで，手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

Ⅱ 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

平成29年4月から令和2年3月までを取組期間とする第1期の推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に、平成29年3月に策定しました。

その後、第1期の推進方針に掲げた具体的取組の進捗状況等を踏まえ、同懇話会で改めて議論いただき、令和2年3月に第2期の推進方針への改定を行いました。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

令和7年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理

解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- a 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【継続】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- a 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【継続】
- b 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【継続】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- a すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- b 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- c 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【継続】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- a 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学习を実施する。【継続】
- b 学校において、当事者との手話の体験・交流学习（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
 - ※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験など）を、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業
- c 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【継続】
- d 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【継続】
- e 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- f 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等，授業で活用できる資料や研修・授業映像等，校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

g カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い，学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が，可能な限り手話により情報を取得，または，コミュニケーションをすることができるよう，ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- a 当事者の必要に応じて，利用料無料で手話通訳者を派遣する。【充実】
- b 京都市聴覚言語障害センターにおいて，手話通訳等の派遣コーディネート，手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】
- c 救急搬送等の緊急時に，消防隊員や医療従事者等の要請に応じて，迅速に手話通訳者を派遣する。【新規】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

- a 区役所や地域リハビリテーション推進センター等，当事者が利用する機会の多い窓口に，手話通訳者を配置する。【継続】
- b 区役所等に配置している手話通訳者の不在時の当事者への対応方法について検討する。【継続】
- c 市ホームページに掲載している行政情報について，手話による情報発信を促進する。【継続】
- d 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【継続】
- e インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【継続】
- f 避難所等において，当事者が手話により情報を獲得し，意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

- a 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】

※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。

- b あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【継続】
- c 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介を行う。【充実】
- d 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【充実】
- e テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【継続】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- a タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【継続】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- a 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【継続】
- b 難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や子育て支援等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- a 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【継続】

- b 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
- c 学生や市民の手話ボランティアによる支援（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）のコーディネートについて検討する。【継続】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- a 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- a 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。

(参考資料5)

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等
竹本 明史	京都府立聾学校校長
櫻井 陽子	京都市聴覚言語障害センター所長
齊藤 百音	市民公募委員
戌亥 慎吾	京都市PTA連絡協議会会長
星田 真理子	京都手話通訳問題研究会市内班
高井 小織	京都光華女子大学准教授
藤岡 寿子	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
栗林 純子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」広報局長
柴田 浩志	全国手話研修センター事務局長
中村 薫	京都市小学校長会長
上田 晶子	聴言センター家族会
早川 歩那	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
谷淵 啓	社会福祉法人京都市社会福祉協議会事務局次長
高山 正紀	京都市聴覚障害者協会副会長
阿野 大次郎	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会
石神 博行	京都手話学習会「みみずく」会長
兵庫 美砂子	耳鼻咽喉科ひょうごクリニック